

高等学校等学び直し支援事業実施要領

この要領は、高等学校等学び直し支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（平成26年4月1日付け25文科初第1455号）」に定めるもののほか、山口県知事（以下「知事」という。）及び山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う高等学校等学び直し支援事業に必要な事項を定めるものとする。

第1 受給資格認定

- (1) 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、「高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）」に保護者等（生徒の親権を行う者）の市町村民税所得割額を証明する書類等（以下「課税証明書等」という。）を添付して、その在学する高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を經由して知事又は教育委員会に提出し、その認定を受けなければならない。
- (2) 設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で認定申請者一覧（様式第2号）を作成し、認定申請書等とともに知事又は教育委員会に提出しなければならない。
- (3) 知事又は教育委員会は、設置者から認定申請書等の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、生徒に直接通知（認定通知は様式第3号、不認定通知は様式第4号）又は設置者に通知（様式第5号）後、設置者から生徒に通知（認定通知は様式第6号、不認定通知は様式第7号）する。

第2 収入状況の届出

- (1) 受給資格認定者に係る所得確認は、就学支援金制度（新制度）と同様、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が毎年度、山口県が別に定める日までに課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第8号）（以下「収入状況届出書等」という。）を、設置者を經由して知事又は教育委員会に提出しなければならない。また、設置者は、生徒から提出された収入状況届出書等に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で収入状況届出者一覧（様式第9号）を作成し、収入状況届出書等とともに知事又は教育委員会に提出しなければならない。
- (2) 知事又は教育委員会は、設置者から収入状況届出書等の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、要件に該当しないと認めたときは、生徒に直接通知（様式第10号）又は設置者に通知（様式第11号）後、設置者から生徒に通知（様式第12号）する。
- (3) 受給資格認定者である生徒（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等の変更があったときは、収入状況届出書等を支給対象高等学校等の設置者を經由して、速やかに知事又は教育委員会に提出しなければならない。ただし、既

に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を添付する必要はない。

第3 学び直し支援金の支払の一時差止め

- (1) 知事又は教育委員会は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者である生徒が、正当な理由がなく収入状況の届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。
- (2) 知事又は教育委員会は、学び直し支援金の支払を一時差し止めるときは、生徒に直接通知（様式第13号）又は設置者に通知（様式第11号）後、設置者から生徒に通知（様式第14号）する。

第4 受給資格の消滅

- (1) 学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由が消滅（卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。
- (2) 設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、受給資格消滅者一覧（様式第15号）を作成し、知事又は教育委員会に提出しなければならない。
- (3) 知事又は教育委員会は、設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、生徒に直接通知（様式第16号）するか、または、設置者に通知（様式第17号）後、設置者から生徒に通知（様式第18号）する。
- (4) この受給資格消滅通知は、生徒が学び直し支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は支給実績証明書の発行を知事又は教育委員会に申請（様式第19号）し、支給実績証明書（様式第20号）の発行を受けることができる。

第5 受給権者でない者の退学等

- (1) 所得制限以外の要件を満たしているが、所得制限により受給権者でない者（所得制限に該当することを見越して認定申請していないものを含む。）が退学、転学及び修業年限3年未満の課程を卒業する場合、設置者は退学者一覧（様式第21号）を作成し、知事又は教育委員会に提出しなければならない。
- (2) 知事又は教育委員会は、設置者から提出された退学者一覧に基づき、生徒に直接通知（様式第22号）するか、または、設置者に通知（様式第23号）後、設置者から生徒に通知（様式第24号）する。

第6 休学による支給停止・復学による支給再開

- (1) 受給資格認定者が休学し、学び直し支援金の支給停止を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様、受給資格認定者である生徒が「高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式第25号）」を設置者を經由して知事又は教育委員会に提出しなければならない。また、当該申出書を受領した設置者は、支給停止申出者一覧（様式第26号）を作成し、支給停止申出書とともに知事又は教育委員会に提出しなけれ

ばならない。

- (2) 知事又は教育委員会は、設置者から提出された支給停止申出者一覧に基づき、支給停止を決定し、生徒に通知（様式第27号）する。
- (3) 復学により、学び直し支援金の支給の再開を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者である生徒が「高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第28号）」に収入状況届出書等を添付（既に当該年度の課税額に係る収入状況届出書等を提出している場合には添付不要）して、設置者を經由して知事又は教育委員会に提出しなければならない。当該申出を受領した設置者は、支給再開申出者一覧（様式第29号）を作成し、支給再開申出書とともに知事又は教育委員会に提出しなければならない。
- (4) 知事又は教育委員会は、設置者から提出された支給再開申出者一覧に基づき、支給再開を決定したときは、生徒に通知（様式第30号）する。
- (5) 支給再開申出書が提出されない場合は、第3で定める「学び直し支援金の支払の一時差止め」に基づく支払の一時差し止め、所得制限により支給されない場合は第2で定める「収入状況の届出」に基づく受給資格の消滅となる。
- (6) 生徒が学び直し支援金の支給停止を申し出た場合、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該休学期間は、学び直し支援金の支給期間に算入されない。

第7 学び直し支援金の支給方法

- (1) 就学支援金制度（新制度）と同様に、設置者による代理受領による。このため、学び直し支援金に係る交付申請や実績報告などは、生徒等の委任に基づき、設置者が「高等学校等学び直し支援金交付申請書（交付要綱別記第1～4号様式）」、「高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（交付要綱別記第5～8号様式）」、「高等学校等学び直し支援金実績報告書（交付要綱別記第9～12号様式）」を作成し、知事又は教育委員会に提出し、知事又は教育委員会は内容を審査の上、設置者を名宛人として、交付決定や額の確定を行う。
- (2) 設置者は、知事又は教育委員会から生徒に係る学び直し支援金の交付決定や額の確定の通知を受けたときは、速やかに生徒に通知し、また、学び直し支援金の交付を受けたときは、速やかに生徒の授業料債権に充当するものとする。

第8 学び直し支援金の支払

- (1) 学び直し支援金の交付は、原則として交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行う。ただし、知事又は教育委員会が必要と認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払いすることができる。
- (2) 学び直し支援金の概算払いを受けようとする設置者は、「高等学校学び直し支援金支払請求書（交付要綱別記第13号様式）」を知事又は教育委員会に提出しなければならない。

第9 留意事項

- (1) 各高等学校等は、本制度の円滑な実施を図るため、様々な機会を捉え、本制度の趣

- 旨・目的、期待される効果、内容について生徒・保護者に十分な周知等を行うこと。
- (2) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出に当たっては、設置者において情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について特段の配慮を行うこと。